

評価・評定の基本①「評価の基本的な考え方」

◇ なぜ目標に準拠した評価を行うか

- 1 学習指導要領の下では、自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する資質や能力などの評価を重視することが必要であり、児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすことが一層重要であるが、そのためには、目標に準拠した評価が適切であること。
- 2 学習指導要領では、教育内容を厳選し、基礎・基本の確実な定着を図ることを重視していることから、学習指導要領に示す内容を確実に習得したかどうかの評価を一層徹底することが必要であり、そのためには、目標に準拠した評価が優れていること。
- 3 初等中等教育における各学校段階において、児童生徒がその学校段階の目標を実現しているかどうかを評価することは、上級の学校段階の教育との円滑な接続に資する観点から重要となっており、そのためには、目標に準拠した評価を適切に行うことが重要となっていること。
- 4 学習指導要領においては、児童生徒の学習の習熟の程度に応じた指導など個に応じた指導を一層重視しており、学習集団の編成も多様となることが考えられるため、指導に生きる評価を行っていくためには、目標に準拠した評価を常に行うことが重要となること。
- 5 今日、少子化等により、かなり広範囲の学校で、学年、学級の児童生徒数が減少してきており、評価の客観性や信頼性を確保する上でも、集団に準拠した評価によるよりも、目標に準拠した評価の客観性を高める努力をし、それへの転換を図ることが重要となっていること。

教育課程審議会答申(平成12年12月4日)一部抜粋

目標に準拠 した評価 (絶対評価)

目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)は、学習指導要領に示す目標に照らして、児童・生徒一人一人の進歩の状況や各教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かしていくものである。

観点別 学習状況 の 評価

目標に準拠した観点別学習状況の評価は、児童・生徒が基礎・基本を確実に身に付ける上で、学習状況を具体的にとらえ、指導に生かしていくものである。また、観点別学習状況の評価では、4観点(「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」)を基本としているが、これらを適切に評価するということは、学習指導要領に示された目標や内容を踏まえ、バランスよく指導していくということでもある。

なお、各学校では、観点別学習状況の評価とともに、評価結果を総括する手順や方法を明らかにしておくことが大切である。

通知表等の評価は
「目標に準拠した評価」です。「個人内評価」と混同しないことが重要です！

個人内評価

児童・生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価することは極めて重要であり、個人内評価は、一人一人を伸ばすための評価として重視されている。

この個人内評価は、目標や集団に準拠して評価するのではなく、その児童・生徒自身の進歩や向上の状況の評価する。例えば、学習に取り組む態度や考え方、表現、学習内容の理解などに、以前と比べて進歩・向上が見られた場合、それを的確に評価していく。

評価に際しては、児童・生徒を励ましたり、努力を認めたりする観点に立って、児童・生徒の進歩を促したり、努力する点を伝えたりすることにも配慮する。

評価・評定の基本②「指導に生かす評価」

「適正で信頼される評価・評定にかかわる資料」(20年6月 義務教育特別支援教育指導課)より

◆指導と評価の一体化を進めるために

指導と評価の一体化を進めるためには、何よりもその時間の評価規準をきちんと把握して授業に臨むことが大切です。ただし、評価に追われて指導がおろそかになっては本末転倒です。充実した指導こそが適切な評価につながります。児童・生徒の学習過程や学習活動にあわせて、教師の評価方法を工夫し、継続的・効果的に評価できるようにします。

また、**評価の信頼性を高めるためには、日常の指導において補助的な記録簿(評価補助簿)等を活用し、児童・生徒の学習状況を記録にとどめることが大切です。**

◆指導と評価の一体化を進めるために〈実際の授業における具体的な手順〉

② 指導と評価の計画の作成

① **その時間の評価規準を明確にして指導を行う。**

③ 指導とともに、評価規準を基に子供の学習状況を把握し、「おおむね満足できる」状況(B)か、「努力を要する」状況(C)かを判断する。

④ 「おおむね満足できる」状況(B)のうち、学習状況の実現の程度について質的な高まりや深まりをもっていれば、「十分満足できる」状況(A)と判断する。

評価は、単元(題材)の指導の終末に総括的に行うだけではなく、指導の過程で行っていくことが重要です。

したがって、左図の②の場面では、「努力を要する」状況(C)と判断した児童・生徒に対して、「おおむね満足できる」状況(B)以上になるような指導を行っていく必要があります。

2 評価の流れ

児童一人一人に確かな学力を確実に身に付けさせるため、児童の学習状況を的確に把握し、個に応じた指導を展開することが求められています。各学校で評価結果を総括する方法や手順を明らかにし、その後の指導に生かすことが大切です。

信頼性のある評価を進めるための準備

学習指導要領の目標、指導要録の評価の観点の趣旨を踏まえて、
●各教科の単元(題材)ごとの評価規準と、指導と評価の計画を作成

指導と評価の実際

すべての児童・生徒が「おおむね満足できる」状況(B)以上になるような指導を工夫する。
●児童・生徒の学習状況は補助簿等を活用し、記録する。

単元(題材)の観点ごとの評価の総括

●評価資料を基にして観点ごとに評価を総括する。
●改めて各単元(題材)の評価規準に照らして評価する。

学期末及び学年末の観点ごとの評価の観点

●単元ごとの評価の結果を基にして、学期末及び学年末の観点ごとの評価の総括を行う。
●学校内での総括の仕方の共通理解を図る。

評定の総括

●各教科の評定を行う。
●必要に応じて観点の重み付けや単元ごとの時間数に応じた重み付け等を検討する。

※ 評価規準の設定に当たって、質的な高まりや深まりのある(A)の状況を、子供の具体的な姿や、(A)と判断するための視点として明らかにしておくことも効果的です。

評価・評定の基本③「評価規準の作成の手順」

「適正で信頼される評価・評定にかかわる資料」(20年6月 義務教育特別支援教育指導課)より

◆評価規準の作成の手順

- ① 学習指導要領に示す各教科の目標、学年の目標及び内容

国立教育政策研究所教育課程研究センター
が示した「内容のまとまりごとの評価規準及び
その具体例」

国立教育政策研究所
(<http://www.nier.go.jp/>)

- ② 指導要録の改善通知に示された各教科の評価の観点及びその趣旨並びに学年別の評価の観点の趣旨

◆「内容のまとまりごとの評価規準」

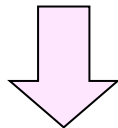
- ・学習指導要領の各教科の目標、学年の目標及び内容、各教科の評価の観点及びその趣旨、学年別の評価の観点の趣旨を踏まえて、学習指導要領の記述を基に作成されている。

- ③ 「評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料」(国立教育政策研究所教育課程研究センター)に示された「内容のまとまりごとの評価規準及びその具体例」

◆「内容のまとまりごとの評価規準の具体例」

- ・内容のまとまりごとの評価規準に記述されている状況がより具体的に理解できるよう、具体の学習活動等に即した評価規準として、学習指導要領の解説書を基に作成されている。

これらを参考に



*上記の評価規準とその具体例が示す学習の実現状況は、「おおむね満足できる」状況(B)を示している。

- ◆自校の指導計画に基づいて、単元(題材)ごとの観点別の評価規準を作成する。
- ◆単元(題材)の指導計画に基づき、学習活動に即した具体的な評価規準を設定する。

校内で共通理解・実践すべき7のポイント

- ① 「指導と評価の計画」を立てる。
- ② 単元の目標や1時間ごとの指導目標を明確にして授業に臨む。
- ③ 観点ごとの評価規準に基づく評価を徹底する。
- ④ 評価の結果を指導に生かし、すべての児童が「おおむね満足できる」状況(B)以上になるように指導する(努力する)。
- ⑤ 学習活動に応じた効果的な評価方法を開発する。
- ⑥ 評価にかかわる校内の組織をつくり、学校全体で取り組む。
- ⑦ 児童・保護者に評価の方針・計画・方法等を説明する。

評価・評定の基本④「評定」について

平成12年12月の教育課程審議会の答申を受け、中学校の評定がいわゆる“相対評価”から“絶対評価”に変わった当時、小学校においても評価・評定の在り方について研修会がもたれ、各々研究を深めてきたと思います。しかし、あれから10年近くが過ぎました。評価・評定については、常に研究し、精度を上げていく必要があります

例えば、次のこと（都教委の見解）は、もう常識で定着していると思いますが、

◇観点別学習状況の評価と評定の関係

○小学校の観点別学習状況の評価の評定への総括では、次のことがいえます。

- ◎各観点がすべてA ならば 評定は3となる（2、1にはならない）
- ◎各観点がすべてB ならば 評定は2となる（3、1にはならない）
- ◎各観点がすべてC ならば 評定は1となる（3、2にはならない）

○中学校の必修教科では、観点別学習状況の評価の評定への総括では、次のことがいえます。

- ◎各観点がすべてA ならば 評定は4以上となる（3、2、1にはならない）
- ◎各観点がすべてB ならば 評定は3となる（5、4、2、1にはならない）
- ◎各観点がすべてC ならば 評定は2以下となる（5、4、3にはならない）

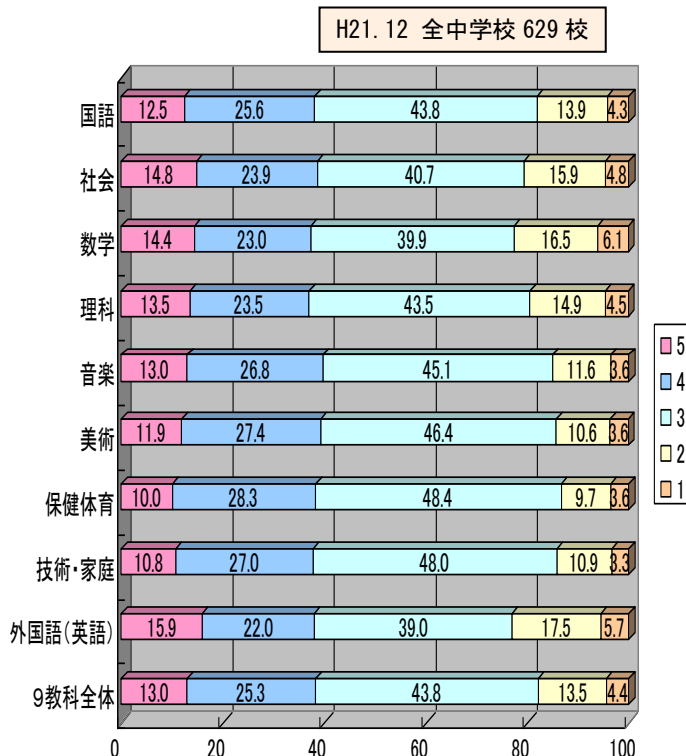
【注】・観点別学習状況の評価のAについては、その実現状況に幅があり、Bに近いAもあるため、各観点が全てAでも、必ずしも「特に高い程度としての5」にはなりません。

・観点別学習状況の評価のCについても、Bに近いCもあるため、各観点が全てCでも、必ずしも「一層努力を要すると判断される1」にはなりません。

参考までに、昨年度の都内公立中学校第3学年（平成21年12月）の必修教科の評定状況は、次の通りです。（かつての相対評価であれば、「5…7%、4…24%、3…38%、2…24%、1…7%」でした。）

都では、次のような評定状況を【特異な状況】である、としています。（629校中）

- (ア) 全教科にわたり、「1」の評定がついていない学校
（前年度の4校から2校に）
- (イ) 「1」と「2」の評定がまったくない教科のある学校
（前年度の6校から2校に）
- (ウ) 「5」の評定の割合が50以上の教科のある学校
（前年度同様0校）
- (エ) 「5」と「4」の評定の割合の合計が80以上の教科のある学校
（前年度の1校から2校に）
- (オ) 以前の相対評価の配分率とまったく同じ評定状況の教科のある学校、「1」の評定の割合が50以上の教科のある学校、「1」と「2」の評定の割合の合計が80以上の教科のある学校、どの評定の割合も20である教科のある学校（前年度同様、該当校なし）



小学校の「3、2、1」と中学校の「5、4、3、2、1」の関係（相関）が図られているか？